三　廃止措置の対象となる使用済燃料貯蔵施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

［四～七　略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～三　略］

四　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

［五・六　略］

七　廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

［八～十　略］

3　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第四十三条の四　法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　事業所の名称及び所在地

［三・四　略］

［2・3　略］

（廃止措置の終了の確認の申請）

第四十三条の七　法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　事業所の名称及び所在地

［三～五　略］

［2・3　略］

（廃止措置の終了確認の基準）

第四十三条の八　法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

［二・三　略］

（旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第四十三条の九　法第四十三条の二十八第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第四十三条の三の五の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

三　法第四十三条の二十七第二項の認可を受けようとする廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる使用済燃料貯蔵施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

［四～七　同上］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～三　同上］

四　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生すると想定される使用済燃料貯蔵施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

［五・六　同上］

七　廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書

［八～十　同上］

3　［同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第四十三条の四　法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第三項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］

二　廃止措置に係る事業所の名称及び所在地

［三・四　同上］

［2・3　同上］

（廃止措置の終了の確認の申請）

第四十三条の七　法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］

二　廃止措置に係る事業所の名称及び所在地

［三～五　同上］

［2・3　同上］

（廃止措置の終了確認の基準）

第四十三条の八　法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設について放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

［二・三　同上］

（旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第四十三条の九　法第四十三条の二十八第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第四十三条の三の二の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。